

あけまして  
おめでと  
うございます



河合会計事務所



編集発行人  
河合 孝彦

税理士  
社会保険労務士  
河合 孝彦  
〒910-0019  
福井市春山1丁目9番13号  
TEL 0776(22)0897代  
FAX 0776(27)6199  
<http://kawai.zei-mu.com>

1月 (睦月) JANUARY

1日・元日

11日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

ワンポイント 吟醸酒

日本酒（清酒）は、正月には欠かせないお酒といえます。清酒の中でも高級酒と言われている吟醸酒は、精米歩合60%以下のものを指します。たとえば精米歩合60%の場合は、玄米の表層部を40%削り取ることをいいます。ちなみに、通常の清酒は75%以下、家庭で食べる白米は92%程度の精米歩合です。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出  
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出  
2月1日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出  
2月1日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付（納期の特例を受けている事業所は7～12月分）  
1月12日  
上記の納期の特例適用者で、納期限の特例に関する届出書を提出している場合  
1月20日
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告  
（法人税・消費税等）  
2月1日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告  
2月1日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告  
（年3回の場合）  
2月1日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告  
2月1日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出  
2月1日
- 労 務 / 労働保険料の納付（第3期分）  
2月1日  
（労働保険事務組合委託の場合2月15日まで）

# 出産育児一時金

## 等に係る改正

平成二十一年十月一日から平成二十三年三月三十一日までの暫定措置として、出産費用に係る支払方法が、従来の受取代理制度の他に直接支払制度も利用できるように変わりました。この改正に伴い事前申請制度は廃止されました。

なお、平成二十三年四月一日以降の出産育児一時金制度については、妊産婦の経済的負担の軽減を図るための保険給付及び費用負担のあり方について引き続き検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずることとしています。

Q<sub>1</sub> 直接支払制度とは

直接支払制度とは、どのような制度なのでしょうか。

A 病院、診療所または助産所（以下「医療機関等」という。）が被保険者に代わって出産育児

一時金または家族出産育児一時金（以下「出産育児一時金等」という。）の支給申請及び受取を直接協会けんぽなどの保険者と行う制度をいいます。

たとえば、ケガをして治療を受けた場合には、患者は医療機関等の窓口で原則三割の自己負担額を支払い、残りの七割は医療機関等が保険者に請求するという仕組みになっていますが、直接支払制度の仕組みもこれと同じです。

なお、この直接支払制度の適用については、当分の間、各医療機関ごとによりますので、事前に確認した方がよいでしょう。

Q<sub>2</sub> 直接支払制度のメリット

直接支払制度を利用する場合のメリットについて教えてください。

A 出産費用が直接支払制度に

変更されたことによるメリットとして、次のものがあります。

被保険者等は退院時の支払いのために、あらかじめまとまった現金を用意しなくて済むようになり、一時的な負担がかなり軽減されること。

申請手続きが、原則として不要になったこと。

Q<sub>3</sub>

本制度を利用する場合の手続き

直接支払制度を利用した場合には、どのような手続きが必要になりますか。

A 被保険者等が、次の手続きをするだけです。

被保険者証等（日雇特例被保険者の受給資格者票または国民健康保険被保険者資格証明書を含む）を医療機関等に提示すること。

Q<sub>4</sub>

出産費用が四二万円に満たない場合

出産費用が四二万円に満たない場合には、その差額はどうなるのですか。

医療機関等の窓口において、申請・受取に係る代理契約（用紙は医療機関等が用意）を締結すること。

A

出産費用が四二万円（産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産した場合は三九万円）未満であった場合には、その差額は、後日、「出産育児一時金内払金支払依頼書・差額申請書」に、必要書類を添付して、協会けんぽ等の保険者に請求します（郵送可）。

(1) 差額申請書（医療機関等へ出産費用（代理受取額）が振り込まれた後に支払いを希望する場合のもの）として提出する場合

医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

(2) 内払金支払依頼書（医療機関等へ出産費用が振り込まれ

る前に出産育児一時金等と出産費用との差額の支払いを希望する場合のもの）として提出する場合

医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

これに「出産年月日」及び「出生児数」が記載されていない場合は、申請書所定欄に医師・助産師の証明または市区町村の証明のうちいずれかの証明。この証明が受けられない場合は、戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、登録原票記載事項証明書、出生届受理証明書、母子健康手帳または住民票の写しのうちのひとつ

医療機関等から交付される直接支払制度に係る代理契約に関する文書のコピー

**Q<sub>5</sub>** 出産費用が四二万円を超える場合

出産費用が四二万円を超える場合の精算は、どうするのですか。

**A** 出産費用が四二万円を超え

たときには、医療機関等の窓口でその超えた額を支払えば足りません。

**Q<sub>6</sub>** 高額な費用が必要になるとわかったとき

帝王切開等の手術などのため、費用が高額になるとわかったとき、一時的な出費を抑えるための方法はありますか。

**A** 妊婦健診などの際の医師の判断により、帝王切開等の手術

や入院療養を要するなど高額な保険診療が必要とわかった場合は、あらかじめ加入する保険者に「健康保険限度額適用認定申請書」を提出(郵送可)して「限度額適用認定証」(低所得者の場合は「限度額適用・標準負担額減額認定証」)を交付してもらい医療機関等に提示すれば、その月の患者の支払は自己負担限度額だけで済みます。

**Q<sub>7</sub>** 直接支払制度を利用しない場合

直接支払制度を利用しない被保険者に対する給付方

法について教えて下さい。

**A** 直接支払制度を利用しないで出産した場合や海外で出産した場合は、従来どおり被保険者等が医療機関等の窓口で出産費用の全額を支払い、後日、被保険者に出産育児一時金の申請をすることになります。この際、次の書類を添付します。

医師または助産師が発行した出生証明書等、出産の事実を証明する書類(「出産育児一時金支給申請書」に証明を受けることができれば、添付書類は不要。この証明が受けられない場合はQ4(2)の書類のうちいずれかひとつ)

医療機関等から交付される代理契約に関する文書のコピー(海外で出産した場合は不要。も同じ)

医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

**Q<sub>8</sub>** 出産費用貸付制度

直接支払制度の準備が調わない医療機関等で出産す

ることになりました。退院時の支払額をできる限り少なくしたいのですが、何か方法はありますか。

**A** このような協会けんぽの被保険者等を対象に、出産費用をサポートするための出産費用貸付事業が実施されています。

この事業は、出産育児一時金等が支給されるまでのいわばつなぎの資金として、無利子で貸し付けるものです。

貸付の対象者は、次のとおりで、貸付額は一万円を単位として、出産育児一時金等の八割相当額(三三万円)の範囲内で、被保険者等が希望する額です。

出産予定日まで一カ月以内の被保険者等

妊娠四カ月以上の女性で、医療機関等に一時的な支払が必要となった被保険者等

申請する人は、「出産費貸付金貸付申込書」(用紙は協会けんぽ都道府県支部にあります)に必要事項を記入後、確認資料を添付して、協会けんぽ都道府県支部に提出します(郵送可)。

## 免除期間のある人に対する年金給付の改善

**Q** 基礎年金の国庫負担割合が、1/2に引き上げられたそうですが、これにより保険料免除期間のある人等の年金給付額はどのように変わるのですか。

**A** 長期的な負担と給付の均衡を図り、年金制度を持続可能なものとするため、平成16年に成立した年

平成21年4月以降の期間

	納付済期間	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除
保険料	1/2	3/8 (1/2×3/4)	1/4 (1/2×1/2)	1/8 (1/2×1/4)	—
年金額に反映される割合	1	7/8	3/4	5/8	1/2

平成21年3月以前の期間

	納付済期間	1/4免除	半額免除	3/4免除	全額免除
保険料	2/3	1/2 (2/3×3/4)	1/3 (2/3×1/2)	1/6 (2/3×1/4)	—
年金額に反映される割合	1	5/6	2/3	1/2	1/3

金制度改正法において、基礎年金の国庫負担割合が1/3から1/2に引き上げられることになり、平成21年4月以降の免除期間を有する人から適用されます。

免除期間のある人の年金額については、拠出した保険料と国庫負担分を勘案して計算が行われます。

この改正により、年金額の計算方式が変更され保険料及び年金に反映される割合は、下表のように改善されます。

## 若年者等正規雇用化特別奨励金

年長フリーター（25歳以上40歳未満）及び30代後半の不安定就労者または採用内定を取り消された人（雇入れ日の満年齢が40歳未満）で、就職先が未決定の学生等を正規雇用する事業主が、一定期間ごとに引き続き正規雇用している場合には若年者等正規雇用化特別奨励金として、次の額が3回に分けて支給されます。

中小企業事業主

100万円（第1期50万円、第2期及び第3期は25万円）

前記以外の事業主

50万円（第1期25万円、第2期及び第3期は12万5千円）

なお、原則として、事前にハローワークに本奨励金の対象となる求人を出していることが要件となります。

詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせ下さい。

## 休業手当に係る労働・社会保険の取扱い

事業主の責めに帰すべき事由により労働者を一時休業させた時には、平均賃金の六割以上の休業手当を支払わなければならない。この休業手当に係る労働・社会保険の取扱いで注意すべきことは、次のとおりです。

休業手当は、労働基準法第11条の賃金に該当しますので、労働保険料の徴収対象となります。前記のように一時帰休に伴い、就労していたならば受けられるであろう報酬よりも低い額な休業手当等が支払われた時は、これを固定的賃金の変動とみなして、随時改定の対象とすることとされています。ちなみに、休職により休職給を受けた場合は固定的賃金の変動とはみなされません。